

岐阜乗合自動車株式会社 全国交通系 IC カード乗車券取扱規則

第1編 総 則

(目的)

第1条 この規則は、岐阜乗合自動車株式会社（以下「当社」という。）における、全国交通系 IC カードを媒体とした乗車券（以下「IC カード乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

2 当社が発行する IC カード「ayuca」乗車券における、旅客の運送等については、当社が別に定める IC カード「ayuca」乗車券取扱規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則の定めにより当社において旅客の運送等を行う IC カード乗車券は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」
- (2) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
- (3) 株式会社エムアイシー及び株式会社名古屋交通開発機構が相互利用を行う以下の IC カード乗車券
 - ア 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」
 - イ 株式会社パスモが発行する「PASMO」及び「PASMO PASSPORT」
 - ウ 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」及び「Welcome Suica」
 - エ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」
 - オ 株式会社スルッと KANSAI が発行する「PiTaPa」及び地方公共団体等乗車証付 IC 乗車券
 - カ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」
 - キ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - ク 西日本鉄道株式会社が発行する「nimoca」
 - ケ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」
 - コ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレール Suica」
 - サ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかい Suica」

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる IC カード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 前項第2号に規定する IC カード乗車券

第10条（発売）

(2) 前項第2号に規定するICカード乗車券のうち割引用ICカード

ア 第10条及び第27条（発売）

イ 第17条第2項、第18条第2項及び第34条第2項（再印字、書替え）

ウ 第21条、第22条、第37条及び第38条（再発行）。

ただし、各条に定める再発行整理票を交付する手続きは行う。

エ 第23条及び第39条（ICカードの交換及び移替え）

オ 第25条（払戻し）

(3) 前項第3号に規定するICカード乗車券

ア 第10条及び第27条（発売）

イ 第17条第2項、第18条第2項及び第34条第2項（再印字、書替え）

ウ 第21条、第22条、第37条及び第38条（再発行）

エ 第23条及び第39条（ICカードの交換及び移替え）

オ 第25条及び第41号（払戻し）

カ 第26条（ICカードの変更）

(4) 前項に規定するICカード乗車券のうち一体型ICカード

ア 第10条及び第27条（発売）

イ 第17条第2項、第18条第2項及び第34条第2項（再印字）

ウ 第21条、第22条、第37条及び第38条（再発行）。

ただし、各条に定める再発行整理票を交付する手続きは行う。

エ 第23条及び第39条（ICカードの交換及び移替え）

オ 第25条及び第41号（払戻し）

3 第1項第2号に規定するICカード乗車券について、第21条、第22条、第23条、第37条、第38条又は第39条の規定により再発行又は交換を行う場合、新たに発行するICカード乗車券は、第1項第1号に規定するICカード乗車券とする。この場合、再発行又は交換後の取扱いは、株式会社エムアイシーの定めるところによる。

4 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

5 この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款、旅客営業規則（以下「運送約款等」という。）及び当該ICカードの発行事業者が定めるICカードの利用について規定したもの（以下「IC発行事業者規則」という。）等の定めるところによる。

6 第2項第4号にかかわらず、第1項第1号及び第2号に規定するICカード乗車券のうち、その表面に使

用者の記名及び定期乗車券の券面表示事項の表示をできるものについては、第17条第2項、第18条第2項、第27条、第34条第2項及び第41条第1項の取扱いを行う。

7 第2項第3号にかかるわざ、第1項第3号に規程するICカード乗車券のうち、割引旅客運賃を適用するICカード乗車券及び一部のICカード乗車券においては、一切の取り扱いをしない。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「IC取扱事業者」とは、別表第1号に規定する事業者をいう。
- (2) 「IC鉄道事業者」とは、IC取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。
- (3) 「ICバス事業者」とは、IC取扱事業者のうちバス事業者をいう。
- (4) 「SF(現金)」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、チャージによりICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (5) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金することをいう。
- (6) 「マイレージポイント」とは、株式会社エムアイシー及び株式会社名古屋交通開発機構が定めるマイレージポイントについて規定したもの（以下「マイレージポイント取扱規則」という。）の定めにしたがって付与されるセンターポイント及びSF(ポイント)をいう。
- (7) 「センターポイント」とは、マイレージポイントのうち、株式会社エムアイシー及び株式会社名古屋交通開発機構が管理するセンターシステムに記録されるものをいう。
- (8) 「SF(ポイント)」とは、マイレージポイントのうち、ポイント還元によりICカード乗車券に記録されるものをいう。
- (9) 「ポイント還元」とは、センターポイントをSF(ポイント)として、ICカード乗車券に移行することをいう。
- (10) 「ICSFカード」とは、SF(現金)又はSF(ポイント)により旅客の運送等に供するICカード乗車券をいう。
- (11) 「無記名式ICカード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (12) 「記名式ICカード」とは、券面に使用者の記名を行い、かつ、カードに使用者の氏名、性別、生年月日及び電話番号を記録した、記名人本人の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (13) 「一体型ICカード」とは、ICカードの発行事業者が、同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名式ICカードをいう。
- (14) 「大人用ICカード」とは、大人の使用に供する記名式ICカードをいう。
- (15) 「小児用ICカード」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児用の表示を行った記名式IC

カードをいう。ただし、券面に小児の表示を行わない IC カード乗車券であって、IC 発行事業者規則の定めるところにより、小児用 IC カードとして取扱うことがある。

- (16) 「割引用 IC カード」とは、旅客運賃の割引が適用される旅客の使用に供するものであって券面に当該割引を適用する証印の表示を行った記名式 IC カードをいう。
- (17) 「IC 定期乗車券」とは、記名式 IC カードに IC 取扱事業者の定期乗車券の機能を付加した IC カード乗車券をいう。
- (18) 「持参人式 IC 定期乗車券」とは、記名式 IC カードに IC バス事業者が定める持参人 1 名の使用に供する定期乗車券の機能を付加した IC 定期乗車券をいう。
- (19) 「記名式 IC 定期乗車券」とは、記名式 IC カードに IC バス事業者が定める記名人本人の使用に供する定期乗車券の機能を付加した IC 定期乗車券をいう。
- (20) 「デポジット」とは、返却することを条件に、IC 発行事業者が收受する IC カードの使用権の代価をいう。
- (21) 「自動改札機等」とは、IC 鉄道事業者の駅に設置した装置で、IC カード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (22) 「バスリーダ・ライタ」(以下「バス R/W」という。)とは、IC バス事業者の車両内外に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの(以下「乗車 R/W」という。)、及び降車処理をするために設置したもの(以下「降車 R/W」という。)をいう。ただし、車両により 1 つのバス R/W で乗降車の処理をするものもある。
- (23) 「バス IC 定発機」とは、IC バス事業者の出札所等に設置した装置で、IC カード乗車券の発行、変更及び払戻し等を行う機器をいう。

(契約の成立及び適用規定)

第 4 条 IC カード乗車券による旅客運送の契約は、乗車時にバス R/W で乗車処理を行う車両にあっては、その処理を受けたとき、降車時に 1 つのバス R/W で乗降車の処理を行う車両にあっては、当該車両に乗車した時点をもって、旅客と当社の間において成立する。ただし、IC 定期乗車券における定期乗車券にかかる旅客運送の契約は、その定期乗車券を発売したときに成立する。

2 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

第 5 条 IC カード乗車券を使用して乗車するときは、乗車 R/W で乗車処理を受け、同一の IC カード乗車券をもって降車 R/W で降車処理を受けなければならない。ただし、1 つのバス R/W で乗降車の処理を行う車両に

あつては、乗車時又は降車時に処理を受けるものとする。

- 2 運賃支払い時に SF (現金) 残額若しくは SF (ポイント) 残高又はその合計が減額する運賃相当額に満たないときは、処理を受けることができない。ただし、その不足額相当分を現金又は当社が別に定める方法により支払う場合はこの限りでない。
- 3 一回の乗車につき、他の乗車券等と同時に使用することはできない。ただし、当社が現金に代わるものとして認めた金券等についてはこの限りでない。
- 4 IC カード乗車券の SF (現金) 又は SF (ポイント) を使用して定期乗車券、別の IC カードとの引換えはできない。ただし、当社が特に認める場合は、SF (現金) を使用してこれら以外の乗車券類と引き換えることができる。この場合、引き換えた乗車券類は、現金をもって購入した場合の効力を有するものとし、その取扱いは当社の運送約款等の定めるところによる。
- 5 10 円未満の SF (現金) 又は 10 ポイント未満の SF (ポイント) は、旅客運賃等に充当することはできない。
- 6 記名式 IC カードは、当該記名式 IC カードに記録された記名人本人以外が使用することはできない。ただし、持参人式 IC 定期乗車券を使用するとき及びこれと連続する区間について SF (現金) 若しくは SF (ポイント) 又はその両方を使用する場合はこの限りでない。
- 7 小児用 IC カード及び割引用 IC カードは、その有効期間が終了した後は使用することができない。
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、IC カード乗車券は直接バス R/W で使用できないことがある。
 - (1) 運賃支払い時に SF (現金) 残額が 10 円若しくは SF (ポイント) 残高又はその合計が 10 円相當に満たないとき。
 - (2) IC カード乗車券の破損、バス R/W の故障により IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
 - (3) バス R/W での運賃の減額、SF (現金)、SF (ポイント) 若しくは定期乗車券の使用又はチャージ若しくはポイント還元のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、6 ヶ月間これらの取扱いが行われなかつたとき。
 - (4) 一体型 IC カードにおいては、提携先の都合により当該 IC カードが使用できない状態となつたとき又は有効期間が終了したとき。
- 9 偽造、変造又は不正に作成された IC カード乗車券、SF (現金)、SF (ポイント) 又は定期乗車券の機能を使用することはできない。

(個人情報の取扱い)

第6条 記名式 IC カードにかかる個人情報の取扱いは、IC 発行事業者の定めるところによる。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱範囲)

第8条 当社におけるICカード乗車券の取扱範囲は、当社の指定する区間又はバス車両とする。

(制限又は停止)

第9条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法又は乗車するバス車両の制限

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2編 ICSFカード

第1章 発売

(発売)

第10条 ICSFカードは、株式会社エムアイシーが定めるmanaca取扱規則の定めにより出札所等で発売する。

2 前項の規定にかかわらず、ICSFカードは、バス車内及びその他の場所で発売することがある。

(チャージ)

第11条 ICSFカードは、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第2号に規定する機器によりチャージすることができる。

(ポイント還元)

第12条 ICSFカードは、マイレージポイント取扱規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第3号に規定する機器によりポイント還元することができる。

(SF(現金) 残額及びSF(ポイント) 残高並びにセンターポイント残高の確認)

第13条 ICSFカードのSF(現金) 残額及びSF(ポイント) 残高並びにセンターポイント残高は、ICカード乗車券を処理する機器のうち別表第4号に定める機器により確認することができる。

2 ICSFカードのSF(現金) 残額履歴及びSF(ポイント) 残高履歴の表示又は印字は、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券の処理を行う機器のうち別表第5号に定める機器により確認することができる。

第2章 運賃

(運賃の減額)

第14条 旅客がICSFカードを使用して乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人片道普通旅客運賃を減額する。ただし、小児用ICカードにあっては小児片道普通旅客運賃を減額する。

2 前項に定める運賃支払い以外の場合、旅客の申告により、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額する。

(SF(ポイント))

第15条 前条の規定により運賃の減額をする場合で、ICSFカード内にSF(ポイント)残高がある場合、マイレージポイント取扱規則の定めにより1ポイント1円相当として、これを10ポイント単位で運賃に充当する。この場合、SF(ポイント)はSF(現金)に優先して充当する。

第3章 効力

(効力)

第16条 ICカード乗車券取扱区間内をICSFカードを使用して乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(券面表示事項が不明の記名式ICカード)

第17条 記名式ICカードは、その券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、IC発行事業者規則の定めるところにより、旅客は速やかに当該ICカードを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。ただし、当該ICカードが当社において再印字処理を行わないものである場合は、当該ICカードの再印字処理を行うIC取扱事業者に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(改氏名による記名式ICカードの書替え)

第18条 旅客が記名式ICカードに記録された氏名を改めた場合は、当該ICカードを使用してはならない。

2 前項の場合、IC発行事業者規則の定めるところにより、旅客は速やかに当社が定める申込書及び当該ICカードを当社に差し出して、氏名の書替えを請求しなければならない。ただし、当該ICカードが当社にお

いて氏名の書替え及び再印字処理を行わないものである場合は、当該ICカードの氏名の書替え及び再印字処理を行うIC取扱事業者に差し出して、氏名の書替えを請求しなければならない。

(無効となる場合)

第19条 ICSFカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、IC発行事業者規則の定めにより無効として回収する。この場合、当該ICカード及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値、乗車券類、デポジット、特典並びにその他付帯するサービス等は返却しない。

- (1) 旅行開始後のICカードを他人から譲り受けた場合
- (2) 係員の承諾なくバスR/W等による乗車処理又は降車処理を受けずに乗降車した場合
- (3) 記名式ICカードを記名人以外の者が使用した場合
- (4) 券面表示事項が不明となった記名式ICカードを使用した場合
- (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別又は電話番号を偽って購入した記名式ICカードを使用した場合
- (6) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (7) 偽造、変造又は不正に作成されたICSFカード又はSF(現金)若しくはSF(ポイント)を使用した場合
- (8) 旅客の故意又は重大な過失によりICSFカードが障害状態となったと認められる場合
- (9) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第20条 前条の規定に該当した場合、当社の運送約款等の定めにより普通旅客運賃及び増運賃を收受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第21条 記名式ICカードの記名人が当該記名式ICカードを紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、IC発行事業者規則の定めにより、使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。

2 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名式ICカードが発見された場合で、IC発行事業者が当該記名式ICカードにつきデポジットを收受している場合、デポジットの取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

第22条 ICSFカードの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める申請書を提出したと

ときは、IC発行事業者規則の定めにより再発行整理票を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失により ICSF カードが障害状態となったと認められ、第 19 条第 8 号の規定により無効となった場合

(IC カードの交換及び移替え)

第 23 条 当社及び IC 発行事業者の都合により、旅客が使用している ICSF カードを、当該 ICSF カード表面と異なるデザインの ICSF カード又は当該 ICSF カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の ICSF カードに予告なく交換することがある。

2 一体型 IC カードを使用する旅客が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体型 IC カードの交換をする場合の取扱いは、IC 発行事業者規則の定めによる。

3 一体型 IC カードを使用する旅客が、当社が定める申請書を提出し、現在使用している一体型 IC カードにおける記名式 IC カードの機能を当社で発売できる IC カード乗車券に移し替える場合の取扱いは、IC 発行事業者規則の定めによる。

(免責事項)

第 24 条 IC カードの交換又は再発行により、ICSF カード表面のデザインとは異なるデザインの ICSF カード又は ICSF カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の ICSF カードを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 紛失した記名式 IC カードの払戻し又は SF (現金) 若しくは SF (ポイント) の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

3 一体型 IC カードについて、提携先に起因する旅客の損害又は提携先のサービス機能にかかる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第 5 章 払戻し

(払戻し)

第 25 条 旅客が、ICSF カードが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、IC 発行事業者規則の定めにより払戻しを行う。

2 第 5 条第 4 項ただし書きの規定により SF (現金) を使用して引き換えた乗車券類の払戻しを行う場合（誤購求による払戻しも含む。）は、当社の運送約款等の定めにより現金で払戻すものとする。

第6章 特殊取扱い

(ICカードの変更)

第26条 旅客が無記名式ICカードを差し出して、記名式ICカードへの変更を申し出た場合又は旅客が記名式ICカードを差し出して、他の種類の記名式ICカードへの変更を申し出た場合は、IC発行事業者規則の定めによりICカードの変更を行う。ただし、記名式ICカードから無記名式ICカードへの変更はできない。

2 旅客がIC発行事業者規則の定めによる有効期間が終了した後的小児用ICカードを差し出して、他の種類の記名式ICカードへの変更を申し出た場合は、IC発行事業者規則の定めによりICカードの変更を行う。

第3編 IC定期乗車券

第1章 発売

第27条 旅客が定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、当社の運送約款等の定めにしたがって定期乗車券を発売する。この場合、大人用ICカードには大人用定期乗車券を、小児用ICカードには小児用定期乗車券の機能を付加する。

2 無記名式ICカードに定期乗車券の機能を付加するときは、当該無記名式ICカードを記名式ICカードに変更した後、前項の取扱いを行う。

(チャージ)

第28条 IC定期乗車券は、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち、別表第2号に定める機器によりチャージすることができる。

(ポイント還元)

第29条 IC定期乗車券は、マイレージポイント取扱規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち、別表第3号に定める機器によりポイント還元することができる。

(SF(現金) 残額及びSF(ポイント) 残高並びにセンターポイント残高の確認)

第30条 IC定期乗車券のSF(現金) 残額及びSF(ポイント) 残高並びにセンターポイント残高は、ICカード乗車券を処理する機器のうち、別表第4号に定める機器により確認することができる。

2 IC定期乗車券のSF(現金) 残額履歴及びSF(ポイント) 残高履歴の表示又は印字は、IC発行事業者規則の定めにより、ICカード乗車券を処理する機器のうち、別表第5号に定める機器により確認することができる。

第2章 運賃

(運賃の減額)

第31条 旅客がIC定期乗車券を使用して乗車する場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内の定期乗車券で有効区間外を乗車する場合は、有効区間外となる区間について、第14条の規定に基づいて同区間の運賃相当額を減額する。ただし、この運賃相当額と比較して実際の乗車区間の運賃相当額が低額となる場合は、実際の乗車区間の運賃相当額を減額する。
- (2) 定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、第14条の規定に基づいて実際の乗車区間の運賃相当額を減額する。

(SF(ポイント))

第32条 前条の規定により運賃の減額をする場合で、IC定期乗車券内にSF(ポイント)残高がある場合、マイレージポイント取扱規則の定めにより1ポイント1円相当として、これを10ポイント単位で運賃に充当する。この場合、SF(ポイント)はSF(現金)に優先して充当する。

第3章 効力

(効力)

第33条 第27条の規定により発売した定期乗車券は、当社の運送約款等の定めにより取り扱う。

2 チャージ又はポイント還元されたIC定期乗車券を、定期乗車券の有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用して乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(券面表示事項が不明のIC定期乗車券)

第34条 IC定期乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、IC発行事業者規則の定めるところにより、旅客は速やかに当該ICカードを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第35条 IC定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、当該ICカード及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値、乗車券類、デポジット、特典並びにその

他付帯するサービス等は返却しない。

- (1) 有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾なくバスR/Wによる乗車処理又は降車処理を受けずに乗降車した場合
- (2) IC定期乗車券を記名人以外の者が使用した場合。ただし、持参人式IC定期乗車券を使用するとき及びこれと連続する区間について、SF(現金)若しくはSF(ポイント)又はその両方を使用する場合はこの限りでない。
- (3) 券面表示事項が不明となったIC定期乗車券を使用した場合
- (4) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入したIC定期乗車券を使用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (6) 当社の運送約款等に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (7) 偽造、変造又は不正に作成されたIC定期乗車券又はSF(現金)若しくはSF(ポイント)を使用した場合
- (8) 旅客の故意又は重大な過失によりIC定期乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (9) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第36条 前条の規定に該当した場合、当社の運送約款等の定めにより旅客運賃及び増運賃を收受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第37条 IC定期乗車券の記名人が当該IC定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、第21条の規定に準じて取り扱う。

(障害再発行)

第38条 IC定期乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ、当該IC定期乗車券を提示したときは、第22条の規定に準じて取り扱う。

(ICカードの交換及び移替え)

第39条 当社及びIC発行事業者の都合により、旅客が使用しているIC定期乗車券を、当該IC定期乗車券表面と異なるデザインのIC定期乗車券又は当該IC定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券に予告なく交換することがある。

2 一体型ICカードを使用する旅客が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体型

ICカードの交換をする場合の取扱いは、IC発行事業者規則の定めによる。ただし、IC発行事業者及び提携先から交換用の媒体の交付を受け、当社に、現在使用している一体型ICカードと当該交換用の媒体を持参し、かつ、IC発行事業者からの交換用の媒体にかかる通知を表示し、IC定期乗車券の機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替えることがある。

- 3 一体型ICカードを使用する旅客が、現在使用している一体型ICカードにおけるIC定期乗車券の機能を、当社で発売できるICカード乗車券に移し替える場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の表示により記名人本人であることを証明したときは、当社は、一体型ICカードの払戻し及びICカード乗車券の発売を行ったものとして、所定の機器により当該ICカード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型ICカードに付加されていた定期乗車券の機能は、払戻しをせずに当該ICカード乗車券に移し替えることがある。
- 4 第2項の交換又は前項の移替えを行った後、交換又は移替え前のIC定期乗車券の機能停止の取消し又は機能の復元、移し替えたIC定期乗車券の機能を別の一体型ICカードへ移し替えることはできない。

(免責事項)

第40条 ICカードの交換又は再発行により、当該IC定期乗車券表面と異なるデザインのIC定期乗車券又は当該IC定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失したIC定期乗車券の払戻し又はSF(現金)若しくはSF(ポイント)の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型ICカードについて、提携先に起因する旅客の損害又は提携先のサービス機能にかかる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払戻し

(払戻し)

第41条 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の表示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、当社の運送約款等の定めによる払戻しを行い、IC定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

- 2 旅客が、IC定期乗車券が不要となった場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の表示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、当社の運送約款等の定めによる定期乗車券の払戻し及びIC発行事業者規則の定めによる記名式ICカードの払戻しをそれぞれ行う。この場合

の払戻し額は、定期乗車券と SF（現金）とを別に算出する。

第4編 特殊取扱い

第1章 乗継割引

(乗継割引)

第42条 第2条第1項第1号又は第2号に規定する IC カード乗車券を使用して、90分以内に乗り継いで当社が別に定める路線（以下「当社線区間」という。）を乗車した場合、第14条若しくは第15条又は第31条若しくは第32条に定める運賃から一定の額を控除（以下「乗継割引」という。）する。

2 前項の取扱いは、連続する一対の乗車に対し適用し、第1乗車目に乗継割引の権利が付与され、第2乗車目でこの権利を行使することができる。

3 第1項の取扱いにおける控除額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大人運賃を收受する場合は40円。
- (2) 小児運賃を收受する場合は20円。
- (3) 旅客運賃の割引を適用する場合、大人運賃を收受する場合は第1号に定める額を折半した額、小児運賃を收受する場合は第2号に定める額を折半した額。

4 前各項による乗継割引は、次の各号に掲げる条件にしたがって適用する。

(1) 権利の付与

ICカード乗車券を次の定めにより使用し、第1乗車分の運賃全額が当該 IC カード乗車券から差し引かれた場合に、その第1乗車で使用した IC カード乗車券に乗継割引の権利を付与する。

ア ICSF カードを使用し、乗車及び降車のいずれもバス R/W による処理を受けた場合イ IC 定期乗車券を使用して乗車した場合で、第31条又は第32条の規定による運賃の減額をした場合

(2) 割引の適用

第1乗車に連続して行われる第2乗車において、乗継割引の権利が付与された IC カード乗車券を次の定めにより使用した場合に乗継割引を適用する。

ア ICSF カードを使用し、乗車及び降車のいずれもバス R/W による処理を受けた場合

イ IC 定期乗車券を使用して乗車した場合で、第31条又は第32条の規定による運賃の減額をした場合

(3) 割引を適用するための基準時間

乗継割引を適用するための基準時間は、次に掲げる取扱いを行った時刻とする。

ア ICバス事業者にあっては、第1乗車の場合は降車 R/W により降車処理を受けたとき、第2乗車の場合は乗車 R/W により乗車処理を受けたとき。ただし、1つのバス R/W で乗降車の処理を行う車両に

あつては、当該バスR/Wにより乗降車処理を受けたとき。

イ IC鉄道事業者にあつては、自動改札機等により乗車駅を入場したとき。ただし、割引用ICカードを使用して割引の小児用片道乗車券に引換える場合は自動券売機によりその引換えを行ったとき。

(4) 適用する区分

第1乗車と第2乗車で適用する運賃の条件については同一に限る。

- 5 有効期間内のIC定期乗車券で有効区間内の停留所相互間を乗車する場合及び2名以上の運賃を收受する場合は、乗継割引の権利の付与及び乗継割引の適用をしない。この場合、当該乗車に使用するICカード乗車券が乗継割引の権利を付与されたものである場合は、降車処理の際にその権利を取り消すものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、自治体、企業又は学校等から委託を受けて運行する路線は、乗継割引を適用しないことがある。
- 7 天災、機器障害及び遅延等により権利を付与できない場合であっても、当社等及びIC取扱事業者はその責めを負いません。

第2章 マイレージポイント

(マイレージポイントの付与)

第43条 第2条第1項第1号又は第2号に規定するICカード乗車券を使用して、その運賃の支払いにSF(現金)が充当された場合、当月内におけるその運賃の支払いに充当されたSF(現金)に対して、次の各号に掲げる基準により、マイレージポイント取扱規則に定めるマイレージポイントを計算する。

(1) 利用金額ポイント

当月内におけるSF(現金)の利用金額に対して、0.2%を乗じた額とする。

(2) 優待ポイント

当社が別に定める基準に該当する旅客が事前に登録した場合、当月内におけるSF(現金)の利用金額に対して一定の率を乗じ、これを前号に定める利用金額ポイントに加算する。

- 2 前項各号における当月内とは暦日とし、毎月1日から当該月の末日までの間における同一のICカード乗車券による運賃の支払いをその対象とする。
- 3 第1項各号に規定するマイレージポイントは、各号毎に計算を行い、計算上生じる10ポイント未満のポイントを切り捨てたうえで合算し、付与するものとする。
- 4 SF(現金)を使用して乗車券類と引き換える場合、特殊定期乗車券を使用して運賃をSF(現金)で精算する場合及び自治体、企業又は学校等から委託を受けて運行する路線においては、第1項に定めるポイント付与の対象としないことがある。
- 5 前各項にかかわらず、当社線の利用促進を図るため、一定の条件を定めてマイレージポイントを付与することがある。この場合、付与方法及び付与基準は、その実施時に別途定める。

第5編 その他共通取扱い

(運用日付)

第44条 当社におけるICSFカード及びIC定期乗車券の使用日及び利用金額への算入の日付は、3時から26時59分59秒まで（当日の午前3時から翌日の午前2時59分59秒まで）を当日とする。

2 センターシステムで取扱いを行う ICカードの利用日、センターポイントの付与、センターポイントの失效、再発行登録及び再発行等については、暦日（0時から24時）を当日として取り扱う。ただし、再発行登録、再発行及びポイント還元等、センターシステムを介する取扱いは、5時から25時まで（当日の午前5時から翌日の午前1時まで）の間でのみ行うものとする。

附則

この規則は、2026年2月16日から施行する。

別表第1号 IC取扱事業者（第3条第1号関係）

(IC鉄道事業者)
名古屋鉄道株式会社
豊橋鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社
名古屋市交通局
名古屋臨海高速鉄道株式会社
(ICバス事業者)
岐阜乗合自動車株式会社
名鉄バス株式会社
豊橋鉄道株式会社
知多乗合株式会社
北陸鉄道株式会社
名鉄東部交通株式会社
豊鉄バス株式会社
名古屋市交通局
名古屋ガイドウェイバス株式会社
豊栄交通株式会社
株式会社オーワ

別表第2号（第11条及び第28条関係）

チャージ機
多機能チャージ機
カード処理機
複合機
定期券発行機
バス車載機
バスIC定発機（第2条第1項第3号のICカード乗車券の取り扱いはしない）

別表第3号（第12条及び第29条関係）

チャージ機
多機能チャージ機
カード処理機
複合機
定期券発行機
バス IC 定発機（第2条第1項第3号のICカード乗車券の取り扱いはしない）

別表第4号（第13条第1項及び第30条第1項関係）

チャージ機
多機能チャージ機
カード処理機
複合機
定期券発行機
バス車載機（SF（現金）及びSF（ポイント）に限る）
バス IC 定発機（第2条第1項第3号のICカード乗車券の取り扱いはしない）

別表第5号（第13条第2項及び第30条第2項関係）

チャージ機
多機能チャージ機
カード処理機
複合機
定期券発行機
バス車載機
バス IC 定発機（第2条第1項第3号のICカード乗車券の取り扱いはしない）